

国民年金「学生納付特例制度」について

広島県理容美容専門学校

日本国内に住むすべての方は、20歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生には、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

本校は「学生納付特例制度」の申請受付の認定校であるため、本校の事務窓口にて申請書を届出ることができます。

国民年金保険料が未納のままだと老後の年金だけではなく、万が一のことが起こったときの障害年金が受け取れなくなる可能性があります。そうならないためにも未納状態で放置しないことが大切ですので、20歳以上の申請が必要な学生は、必ず手続きを行ってください。

申請についてご不明な点は、お気軽に事務担当者にお尋ねください。

「学生納付特例制度」対象者

学生納付特例を受けようとする年度の前年の所得が一定以下（※1）の学生（※2）が対象です。なお、家族の方の所得の多寡は問いません。

※1 所得基準（申請者本人のみ）

128万円（令和2年度以前は118万円）＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

※2 本校で手続きができる学生は、本校の在校生のみです。

「学生納付特例制度」について、詳しくはこちらをご覧ください。

（日本年金機構のホームページに移動します）

<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/gakusei.html>